

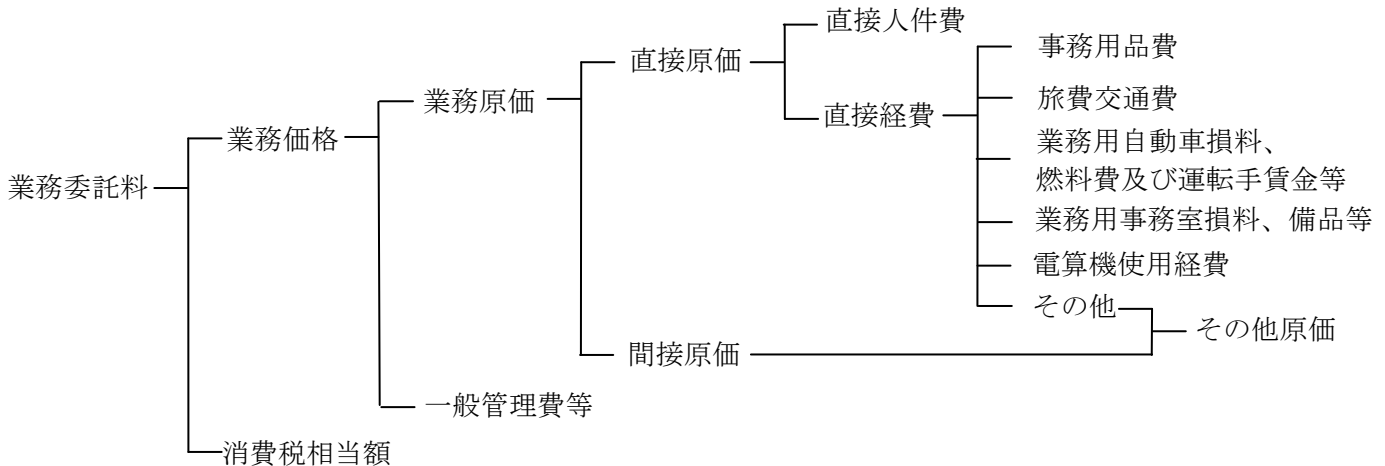
積算技術業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、土木工事（港湾空港関係を除く。）に係る積算技術業務を発注する場合に適用する。

2. 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

（イ）直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

（ロ）直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- a 事務用品費
- b 旅費交通費
- c 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金
- d 業務用事務室損料及び備品費等
- e 電算機使用経費 等

（ハ）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

ロ 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

ハ 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費。

一般管理費等は一般管理費及び付加利益よりなる。

ニ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

（1）業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算するものとする。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

業務に従事する者の基準日額については、5. 標準歩掛による。

(ロ) 直接経費

事務用品費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金、業務用事務室損料及び電算機使用経費は業務遂行上特に必要で特記仕様書に明記した場合に計上する。

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

なお、土木工事共通仕様書その他現場に必要な専門図書は、その他原価に含まれる。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

発注者施設で業務を実施する場合であって、通勤により業務を行う場合は、出発基地から業務場所までの交通費は原則として計上しない。ただし、滞在費が必要となる場合は適宜計上する。

※「出発基地」とは、原則として参加表明業者のうち現地に最も近い本支店が所在する市役所等とする

その他の旅費交通費に関する算定方法については、土木設計業務等標準積算基準及び同（参考資料）に準ずる。

c 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金

現地調査に業務用自動車を使用する場合、必要な自動車は次により積算する。

(i) 業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン（1.5ℓ）とする。

(ii) 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

d 業務用事務室損料、備品等

発注者施設を無償使用する場合は計上しないものとする。

e 電算機使用経費

電算機リース料等が必要となるに計上するものとする。

f その他

電子成果品作成費が必要となる場合は、別途計上する。

ロ その他原価

その他原価は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(3) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更積算金額} \times \frac{\text{直前の請負金額}}{\text{直前の積算金額}}$$

1) 直接人件費は、業務内容（業務対象工事件数等）の変更に応じて変更する。

2) 直接経費

①業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、現地調査に業務用自動車を使用する場合において、

調査箇所の増減、変更があった場合に変更を行うものとする。

②旅費交通費は、業務内容の変更に伴い当初設計の旅費交通費が変わる場合に変更する。

3) その他原価及び一般管理費等は、直接人件費の変更に伴い変更を行う。

(4) その他

その他の業務委託料に関する算定については、必要に応じて、土木設計業務等標準積算基準及び同（参考資料）を参考とする。

4. 業務内容

本業務の対象とする工種は以下の通りとする。

(1) 適用工種（土木工事）

事業区分（Lv0）	工事区分（Lv1）	工事種別（Lv2）
河川改修	築堤・護岸	河川土工, 軽量盛土工, 地盤改良工, 護岸基礎工, 矢板護岸工, 法覆護岸工, 擁壁護岸工, 根固め工, 水制工, 付帯道路工, 付帯道路施設工, 光ケーブル配管工, 構造物撤去工, 仮設工
	浚渫(河川)	浚渫工(ポンプ浚渫船), 浚渫工(クレーン船), 浚渫工(バックホウ浚渫船), 浚渫土処理工, 仮設工
	樋門・樋管	河川土工, 軽量盛土工, 地盤改良工, 樋門・樋管本体工, 護床工, 水路工, 付属物設置工, 構造物撤去工, 仮設工
	水門	工場製作工, 工場製品輸送工, 河川土工, 軽量盛土工, 水門本体工, 護床工, 付属物設置工, 鋼管理橋上部工, 橋梁現場塗装工, 床版工, 橋梁付属物工(鋼管理橋), 橋梁足場等設置工(鋼管理橋), 橋梁現場塗装工(鋼管理橋), コンクリート管理橋上部工(PC橋), コンクリート管理橋上部工(PCホースラフ橋), 橋梁付属物工(コンクリート管理橋), 橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋), 舗装工, 仮設工
	堰	工場製作工, 工場製品輸送工, 河川土工, 軽量盛土工, 可動堰本体工, 固定堰本体工, 魚道工, 管理橋下部工, 鋼管理橋上部工, 橋梁現場塗装工, 床版工, 橋梁付属物工(鋼管理橋), 橋梁足場等設置工(鋼管理橋), コンクリート管理橋上部工(PC橋), コンクリート管理橋上部工(PCホースラフ橋), コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋), 橋梁付属物工(コンクリート管理橋), 橋梁足場等設置工(コンクリート管理橋), 付属物設置工, 仮設工
	排水機場	河川土工, 軽量盛土工, 機場本体工, 沈砂池工, 吐出水槽工, 仮設工
	床止め・床固め	河川土工, 軽量盛土工, 床止め工, 床固め工, 山留擁壁工, 仮設工
河川維持・修繕	河川維持	巡視・巡回工, 除草工, 堤防養生工, 構造物補修工, 路面補修工, 付属物復旧工, 付属物設置工, 光ケーブル配管工, 清掃工, 植栽維持工, 応急処理工, 撤去物処理工, 仮設工
	河川修繕	河川土工, 軽量盛土工, 腹付工, 側帯工, 堤脚保護工, 管理用通路工, 現場塗装工, 仮設工
海岸整備	堤防・護岸	海岸土工, 軽量盛土工, 地盤改良工, 護岸基礎工, 護岸工, 擁壁工, 天端被覆工, 波返工, 裏法被覆工, カルバート工, 排水構造物工, 付属物設置工, 構造物撤去工, 付帯道路工, 付帯道路施設工, 仮設工
	突堤・人工岬	海岸土工, 軽量盛土工, 突堤基礎工, 突堤本体工, 根固め工, 消波工, 仮設工
	海域堤防	海域堤基礎工, 海域堤本体工, 仮設工
	浚渫(海岸)	浚渫工(ポンプ浚渫船), 浚渫工(クレーン船), 浚渫土処理工, 仮設工
	養浜	海岸土工, 軽量盛土工, 砂止工, 仮設工
砂防・地すべり対策	砂防堰堤	工場製作工, 工場製品輸送工, 砂防土工, 軽量盛土工, 法面工, 仮締切工, コンクリート堰堤工, 鋼製堰堤工, 護床工・根固め工, 砂防堰堤付属物設置工, 付帯道路工, 付帯道路施設工, 仮設工
	流路	砂防土工, 軽量盛土工, 流路護岸工, 床固め工, 根固め・水制工, 流路付属物設置工, 仮設工
	斜面对策	砂防土工, 軽量盛土工, 法面工, 擁壁工, 山腹水路工, 地下水排除工, 地下水遮断工, 抑止杭工, 斜面对策付属物設置工, 仮設工
道路新設・改築	道路改良	道路土工, 地盤改良工, 法面工, 軽量盛土工, 擁壁工, 石・ブロック積(張)工, カルバート工, 排水構造物工, 落石雪害防止工, 遮音壁工, 構造物撤去工, 仮設工
	舗装	道路土工, 地盤改良工, 舗装工, 排水構造物工, 縁石工, 踏掛版工, 防護柵工, 標識工, 区画線工, 道路植栽工, 道路付属施設工, 橋梁付属物工, 仮設工
	鋼橋上部	工場製作工, 工場製品輸送工, 鋼橋架設工, 橋梁現場塗装工, 床版工, 橋梁付属物工, 歩道橋本体工, 鋼橋足場等設置工, 仮設工
	コンクリート橋上部	工場製作工, 工場製品輸送工, PC橋工, プレキャスト桁橋工, PCホースラフ橋工, RCホースラフ橋工, PC版桁橋工, PC箱桁橋工, PC片持箱桁橋工, PC押し箱桁橋工, 橋梁付属物工, コンクリート橋足場等設置工, 仮設工
	橋梁下部	工場製作工, 工場製品輸送工, 道路土工, 軽量盛土工, 橋台工, RC橋脚工, 鋼製橋脚工, 護岸基礎工, 矢板護岸工, 法覆護岸工, 擁壁護岸工, 仮設工
	トンネル(NATM)	道路土工, トンネル工(施工単位), トンネル掘削工, 支保工, 覆工, インバート工, 坑内付帯工, 坑門工, 掘削補助工, 仮設工
	コンクリートシェッド	道路土工, プレキャストシェッド下部工, プレキャストシェッド上部工, RCシェッド工, シェッド付属物工, 仮設工
	鋼製シェッド	工場製作工, 工場製品輸送工, 道路土工, 鋼製シェッド下部工, 鋼製シェッド上部工, シェッド付属物工, 仮

		設工
	地下横断歩道	仮設工, 開削土工, 地盤改良工, 現場打構築工
	地下駐車場	工場製作工, 工場製品輸送工, 仮設工, 開削土工, 構築工, 付属設備工
共同溝・電線共同溝	共同溝	工場製作工, 工場製品輸送工, 仮設工, 開削土工, 現場打構築工, プレキャスト構築工, 付属設備工
	電線共同溝	仮設工, 舗装版撤去工, 開削土工, 電線共同溝工, 付帯設備工
	情報ボックス	情報ボックス工, 付帯設備工, 仮設工
道路維持・修繕	道路維持	巡視・巡回工, 道路土工, 舗装工, 排水構造物工, 防護柵工, 標識工, 道路付属施設工, 軽量盛土工, 擁壁工, 石・ブロック積(張)工, カルポート工, 法面工, 橋梁床版工, 橋梁付属物工, 横断歩道橋工, 現場塗装工, トンネル工, 道路付属物復旧工, 道路清掃工, 植栽維持工, 除草工, 冬期対策施設工, 応急処理工, 構造物撤去工, 仮設工
	道路修繕	工場製作工, 工場製品輸送工, 道路土工, 舗装工, 排水構造物工, 縁石工, 防護柵工, 標識工, 区画線工, 道路植栽工, 道路付属施設工, 軽量盛土工, 擁壁工河川工事, 石・ブロック積(張)工, カルポート工, 法面工, 落石雪害防止工, 橋梁床版工, 鋼桁工, 橋梁支承工, 橋梁付属物工, 横断歩道橋工, 橋脚巻立て工, 現場塗装工, トンネル工, 構造物撤去工, 仮設工
	雪寒	除雪工, 仮設工

注意事項：１）上表の適用工種により難しい場合は、別途判断するものとする。

（２） 業務内容

１）発注者支援業務共通仕様書の第２００２条１項から４項までを基本とする。

２）打合せ

- ・業務の実施にあたり調査職員と管理技術者は、業務全体の業務着手時及び業務完了時に業務の全体計画等について打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時打合せを行うことができるものとする。
- ・対象工事毎の業務着手時、中間時又は成果納入時には、必要に応じて打合せを行うことができるものとする。
- ・対象工事毎の打合せについては、業務全体の業務着手時及び業務完了時の打合せと兼ねることができるものとする。

5. 標準歩掛

(1) 積算方法

1) 業務計画・現地調査

以下の歩掛を基本とする。

(単位；人日)

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
業 務 計 画	1. 4		1. 0		1 業務あたり
現 地 調 査	0. 5		0. 5		1 回あたり

※現地調査は、原則として標準歩掛を用いるが、現地が遠地にあるなどこれによりがたい場合は、見積を徴収する。

2) 工事区分別

原則として、指名された入札参加者の全てより見積を徴収し、積算を実施するものとする。なお、見積の徴収については、次に示すものを基本とする。

〇〇〇〇 (工事区分別)

1 工事 (所要日数〇〇. 〇日)

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
工事発注図面及び数量総括表 (数量計算書) の作成 (設計成果等の加工等を含む)					
積 算 資 料 作 成					
デ ー タ 入 力					
合 計					

(2) 打合せ

1) 業務全体計画等に関する打合せ

1 回あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
着 手 時	0. 5			0. 5	
中 間 時	0. 5			0. 5	適 宜
業 務 完 了 時	0. 5				

備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間 (片道所要時間 1 時間程度) を含むものとする。

2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

2) 工事毎の打合せ

対象工事 1 本あたり

	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
打合せ	0. 5				対象工事毎に打合せを行う場合に計上

備考 1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間 (片道所要時間 1 時間程度) を含むものとする。

2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。

3. 1 工事あたり、2 回を標準とする。